

電動

キックボードは 車両です！！



》》 電動キックボードとは
電動機により自走可能な
電動モビリティです！
運転には細心の注意を！

詳細はこちら ▶



公道で乗るためには

- ▶ 運転免許の取得
- ▶ ナンバープレート取付
- ▶ 自賠責保険への加入
- ▶ ヘルメットの着用
- ▶ 保安基準に適合した保安部品の整備



埼玉県マスコット

埼玉県警察マスコット

知っていますか？ 電動キックボードに乗る時の注意

定格出力によって必要な運転免許が違います！

| 定格出力 | 車両区分 | |
|----------------|---------|------------|
| | 道路交通法 | 道路運送車両法など |
| ～0.6kw以下 | 原動機付自転車 | 第一種原動機付自転車 |
| 0.6kw超～1.0kw以下 | 普通自動二輪車 | 第二種原動機付自転車 |
| 1.0kw超～20kw以下 | | 普通自動二輪車 |

※ 20kwを超えるものは、大型自動二輪車に区分されます。

それぞれの該当する運転免許が必要となります。

ヘルメットの着用を！

原動機付自転車や普通自動二輪に該当するため、
乗車用ヘルメットの着用義務があります。



自賠責保険へ加入が必要です！

自動車損害賠償保障法に規定する自動車損害賠償責任保険
又は自動車損害賠償責任共済の加入が必要です。

ナンバープレートや保安部品もしっかり確認！

市町村の条例で軽自動車税の納付の際に交付される
標識(ナンバープレート)や制動装置、前照灯等の保安部品
を取り付けなければなりません。

電動キックボードを利用する時は、走行する場所や使用方法
をしっかりと守り、安全に利用しましょう！ 注意点の詳細は ▶

